

# 「攻めの農林水産業」の実現に向けて

平成26年5月  
農林水産省

# 「攻めの農業」実現のためのロードマップ

- 昨年の農政改革により、「攻めの農業」実現のための基盤を形成。引き続き、現場の声を聴きながら、現場の実態を踏まえて着実な改革を推進。
- 一方で、需要・供給・バリューチェーンという攻めの農業実現のための3つの柱については、産業競争力会議等における議論を踏まえ、企業ノウハウの活用等新たな視点から深化。

攻めの農業実現のための3つの柱

## I 需要拡大



## II バリューチェーン



## III 生産現場の強化

畜産・酪農を含む  
生産対策

多様な人材の活用

生産・流通コストの  
削減等

企業ノウハウ等の活用

農地中間管理機構の整備・米政策の見直し等

## [主な施策の方向性]

- ◆ 世界の料理界での和食材の活用推進(FBI戦略の一体的推進)
- ◆ 国別・品目別輸出戦略の着実な実行
- ◆ 対EU・HACCP水産加工施設の認定加速化
- ◆ マーケットインの発想で国産農産物のシェア獲得
- ◆ 医福食農連携等による健康長寿社会への貢献
- ◆ 強みのある農畜産物を全国で創出
- ◆ 和食・和の文化の次世代への継承と国内外発信
- ◆ 地理的表示保護制度の導入等による農林水産物のブランド化
- ◆ A-FIVE(農林漁業成長産業化支援機構)の積極的な活用(植物工場への新たな取組、農業参入企業の参加等)
- ◆ 畜産・酪農の構造改革・競争力強化
- ◆ 多様な担い手の育成・確保等
- ◆ 担い手の米の生産コスト削減
- ◆ 多様な企業が参加する次世代施設園芸、スマート農業等の生産・流通システムの高度化等

現場の実態を踏まえて  
着実な改革を推進

# 農政改革の着実な推進

- 昨年12月に決定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、着手した農政改革を着実に推進。

## ◆ 農地中間管理機構

10年間で担い手に農地利用の8割(現在5割)を集積・集約化し、日本農業を抜本的に改革するための対策として、昨年秋の臨時国会で農地中間管理機構関連法が成立。(P. 3)

同法は3月1日に施行され、42道府県で機構を立ち上げ済(26年5月1日時点)。残りの5県についても順次立ち上げ予定。各県ともこれから本格稼働。

農地中間管理機構が、農地利用の集積・集約化、新規参入の促進等を積極的かつ公正に行い、農業の構造改革の成果をあげられるよう、徹底した取組を実施していく予定(各県・機構の役員体制・事業方針のヒアリング、機構役員に対する研修、機構の事業実績の把握と評価、優良事例の横展開など)。

機構の整備に伴い人・農地プランについても見直し。(P. 14)

## ◆ 米政策の見直し

3月末から、国が提供する米の需給・価格情報等を大幅に拡充し、価格公表銘柄を倍増(約100銘柄)するとともに、県別・主要銘柄別の契約進捗等を毎月新たに公表。

また、米の現物市場については、民間事業者による現物市場の価格動向について、国としても一層積極的に情報を発信(なお、以前の現物市場((財)全国米穀取引・価格形成センター)については、流通の自由化に伴い、上場義務がなくなったため、取引数量が大幅に低下し、ほぼ皆無となったことにより、23年3月末に廃止)。

## ◆ 経営所得安定対策の見直し・日本型直接支払制度の創設、収入保険の導入の検討

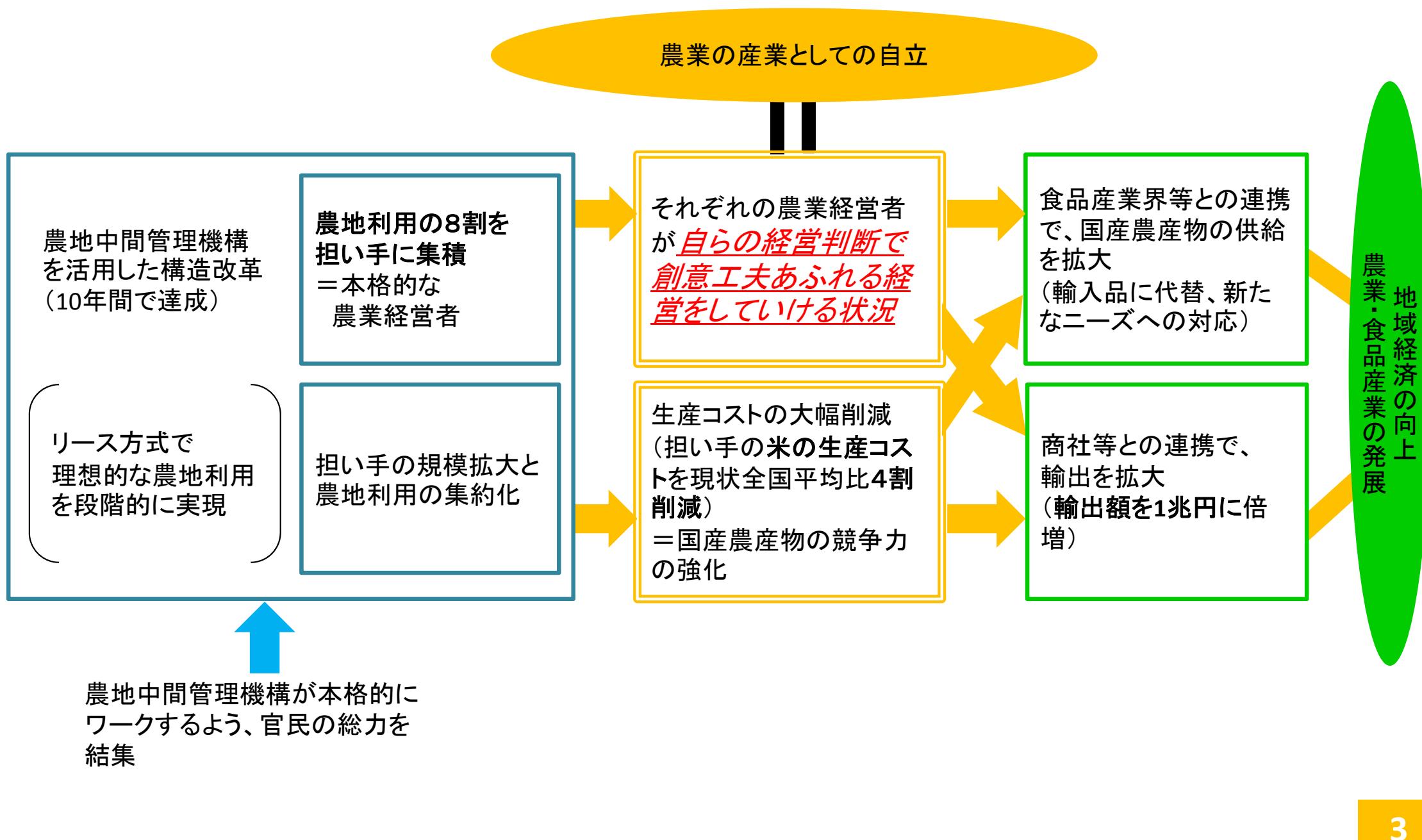
経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度については、関連法案を国会に提出(3月7日)し、国会で審議中。

収入保険の導入については、平成26年度予算により調査事業を開始。経営所得安定対策の関連法案に、法施行後3年後を目途に収入保険の法制上の措置を講ずるよう明記。

## ◆ 農政改革の現場への浸透

1月以降、農政改革が現場へ浸透するよう、ブロック別・都道府県別説明会(計60回)や農水省職員を派遣した市町村レベル説明会(計5,600回、延べ約22万人が参加(4月末時点)を実施。アンケートによっても、現場への浸透を確認。

# 農地中間管理機構を活用した10年後の日本農業の姿



# 「攻めの農業」を担う生産現場の強化

- 農業界と経済界の連携を積極的に進め、経済界に蓄積されたノウハウを農業の現場に活かす環境を整備。
- 構造改革の先駆者である畜産・酪農分野を更に強化し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想に基づき日本農業の強みを伸ばすとともに、飼料用米の安定的な需要先を確保（企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、自給飼料生産コストの低減、新技術の開発・普及・定着、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備の検討など）。
- 段階に応じた担い手支援策や、女性農業経営者の活用等により、現場で「攻めの農業」を支える多様な人材の活用。
- 経済界の努力も反映して、今後10年間で、担い手の米の生産コストを現状全国平均から4割削減する。

## ◆ 畜産・酪農の競争力強化等

- ◇ 地域ぐるみで畜産関係者が有機的に連携・結集し、収益力の向上を図る体制（畜産クラスター）を構築し、その取組の全国的な普及活動等を支援
- ◇ ①農地中間管理機構を活用した牧草地の担い手への集積・集約、②飼料用とうもろこし等の生産拡大や放牧の推進等による自給飼料生産コストの低減、③エコフィードの有効活用、④搾乳ロボットや性別精液、ICTの活用等の新技術の開発・普及・定着を加速化し、国内の飼料資源と技術をフル活用
- ◇ 6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化や乳業施設の設置規制の緩和により、酪農家の創意工夫に応える環境を整備することを検討（P. 15参照）

## ◆ 担い手の米の生産コスト削減

- ◇ 農業界と経済界の連携により、先端モデル農業の確立を実証する事業を推進（カイゼン方式による米のコスト削減など）
- ◇ 担い手が参画した技術・品種（農機のGPS自動走行システムや業務用多収品種など）の開発・実証事業を推進。また、継続的に資材業界等と意見交換を実施。

## ◆ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約

- ◆ 担い手の育成・確保
  - ◇ 法人化、青年就農・法人への雇用就農、企業の農業参入等の推進
  - ◇ 経営所得安定対策の対象者を認定農業者・集落営農、認定新規就農者に
- ◆ 女性農業経営者の能力の積極的活用
  - ◇ 農業女子プロジェクト（女性農業経営者と企業のコラボで、新商品等の開発を進めること）等により、女性農業経営者の能力を最大限に活用

## ◆ 生産・流通システムの高度化

- ◇ 地域資源によるエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う次世代施設園芸拠点を推進（全国で9拠点を整備中）
- ◇ 大ロット化やモーダルシフト等を活用したサプライチェーンを構築し、抜本的に輸送コストを低減
- ◇ 自給力向上・所得倍増に向けた技術革新（ロボット技術・ICTを活用したスマート農業の実現、超多収・地球温暖化への挑戦、フードバレーを参考とした産学官の知の集積等）

## ◆ 農業基盤整備による生産性向上

- ◇ 農地集積や農業の高付加価値化に資する農地・農業水利施設の整備を推進

①畜産・酪農を含む生産対策

②多様な人材の活用

③生産・流通コストの削減等

現場の実態を踏まえた農政改革の着実な推進とこれを支える基盤づくり

# 新たな国内需要への対応

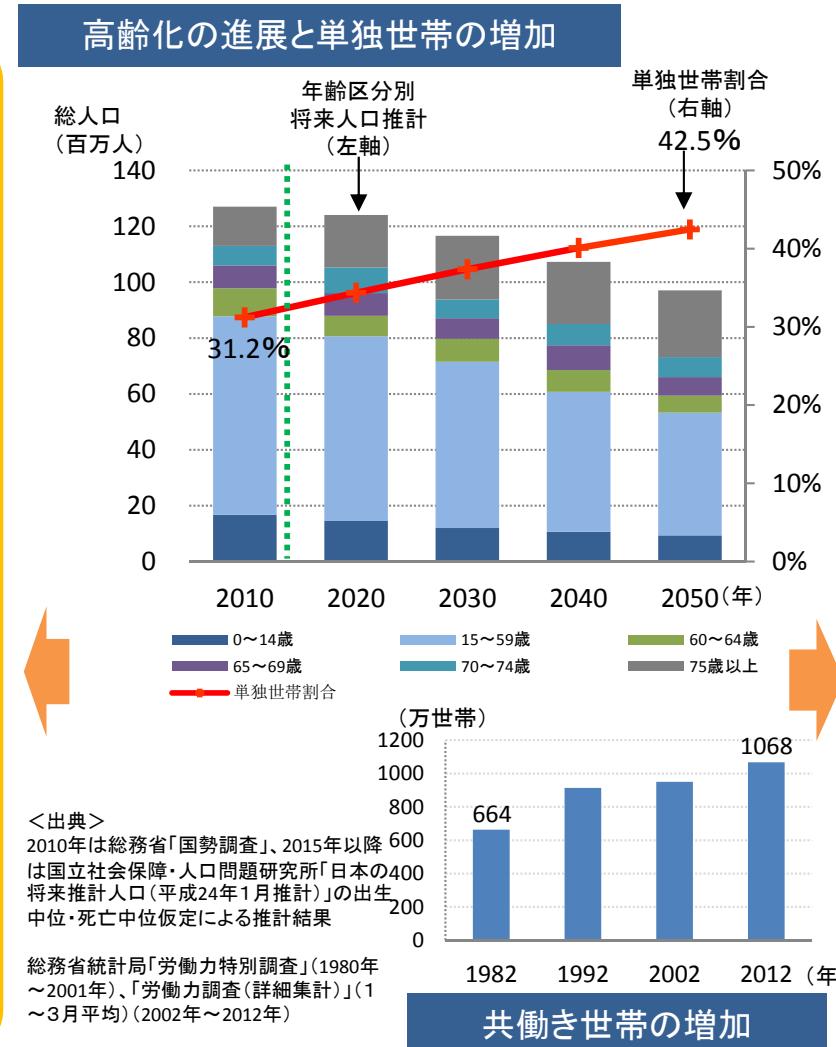
- 日本の総人口が2008年をピークに減少に転じる一方、高齢者は増加。世帯類型は単独世帯が主流となり、その約3割が高齢者単独世帯(2010年)。一方で、女性の社会進出が進み、共働き世帯は増加。
- 社会構造の変化も踏まえたマーケットインの発想が重要(①加工・業務用野菜等の国産シェアを輸入品から獲得、②実需と連携した「強み」のある農畜産物の創出、③「医福食農連携」の推進、機能性食品の開発等による健康長寿社会への貢献)。
- また、④「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマとしたミラノ博や、オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を活用して和食・和の文化を国内外にPRするとともに、教育の場も活用して和食・食文化を次世代に継承。

**◆ 国産農産物のシェア獲得**

- ◇ 利便性等から需要が伸びている加工・業務用野菜の生産流通体制を強化し、安定的な供給を実現
- ◇ 消費者ニーズの高い果実加工品について、国産の特長を活かし、原料用果実の低コスト生産・供給に取組む
- ◇ 現在9割を輸入に依存している薬用作物の国産化に向け、生産者と漢方薬メーカーが情報交換・共有を行う場を設定(37道県から栽培希望が寄せられ、そのうち11道県13产地で新たに契約栽培が具体化(26年4月末時点))

事例) ムラサキの产地化  
国産が1%未満のムラサキ(生薬名:シコン(軟膏等に使用))について、製薬会社が北海道で試験栽培を開始。

- ◇ 関係者の連携による新たな需要創造等に取り組むことで、消費者ニーズが高く、国内需要の約半数を輸入に依存している有機農産物の国内生産を「5年で倍増」
- ◇ 学校給食・福祉施設等への国産農林水産物の供給体制を確立



**◆ 健康長寿社会への貢献**

- ◇ 地域農産物を活用した介護食品の開発等による医福食農連携の推進
- ◇ 脳や運動機能の維持・改善に有効な次世代型機能性食品の開発に向けた研究開発

**◆ 「強み」のある農畜産物を全国に!**

- ◇ 「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づき、食品企業等の実需と連携した品種開発等を推進

事例)  
豆腐加工適性に優れた「里のほほえみ」  
山形県、栃木県、石川県等が広域連携し、豆腐加工適性や外観品質等に優れた品種「里のほほえみ」の大ロット供給や販売先確保に取組

**◆ 和食・和の文化的次世代継承等**

- ◇ 「和食給食応援団」を通じた和食学校給食の推進
- ◇ 農林漁業体験などの国産農林水産物の魅力を伝える食育の推進
- ◇ ミラノ博(2015)やオリパラ東京大会(2020)も活用した和食・和の文化的国内外への発信(和食や木材・畳・花などを活用した和を感じるおもてなし)

# 食文化・食産業のグローバル展開に向けたFBI戦略の進化

- 輸出1兆円目標(2020年)の達成に向け、PDCAを踏まえながら、国別・品目別輸出戦略を着実に実行。  
当面、7,000億円(2016年)を中間目標として、達成を目指す。
- 本年は、オールジャパンの輸出促進の司令塔として、「輸出戦略実行委員会」を立ち上げるとともに、国別・品目別に分析した輸出環境整備の課題に関する事業者とのコミュニケーションや、②輸出支援をオールジャパンの取組に重点化し、品目別に輸出促進の司令塔となる団体の育成・支援等に取り組む。
- また、日本食文化を核とした輸出促進、食品企業の海外展開を図るため、官民共同の「日本食文化海外展開・国内継承コンソーシアム」を創設。

以下についてPDCAサイクルを基本とし、ロードマップを示しながら実行

和食・食文化の普及/世界の料理界で和食材の活用推進  
(Made **FROM** Japan)

日本の「食文化・食産業」の海外展開  
(Made **BY** Japan)

日本の農林水産物・食品の輸出  
(Made **IN** Japan)

## ◆ 世界の料理界での和食材の活用推進

- ◇ 外国人調理師が、日本国内で日本料理を学べるように在留資格の要件を緩和(26年2月)
- ◇ 日本食文化を戦略的に活用した輸出促進、海外展開を推進するための官民合同コンソーシアムの創設(P. 16参照)

## ◆ オールジャパンでの輸出体制の整備

- ◇ オールジャパンの輸出促進の司令塔として、「輸出戦略実行委員会」を6月に立ち上げまずは、牛肉、茶、水産物からオールジャパンの取組(品目別輸出団体)を育成・支援するほか、産地間で連携した輸出の取組に支援を重点化。また輸出環境整備などに取り組む地域を輸出モデル地区として支援とともに、卸売市場を活用した輸出の取組を促進
- ◇ 輸出サポート機能をJETROに集約し、ワンストップサービス化を図るなど機能を強化。

## ◆ 輸出環境整備等 → P. 17~20

- ◇ 「輸出環境整備レポート」の作成・公表(平成27年以降)に向け、課題の優先順位や予見可能性について、事業者とコミュニケーションを図る
- ◇ 國際的に通用する規格の策定と国際規格化の推進(輸出用GAPの共通化に向けて国内関係者との意見交換の実施、HACCP等の食品に関する標準戦略の検討)、GLOBALG.A.P.、ハラール等の認証の取得促進
- ◇ 検疫交渉の戦略的実施
- ◇ 6月までに、産学官が連携し、日本の食産業の海外展開等によるグローバル・フードバリューチェーンを構築するための戦略を策定

## ◆ 輸出促進に資する規制緩和等

- ◇ 輸出用粉ミルクの添加物の使用基準を明確化し、各都道府県に周知
- ◇ ハラール牛肉を生産するための在留資格の要件を緩和
- ◇ 輸出向けの乳業施設の設置規制の緩和を検討

# 農業者の段階に応じた6次産業化の支援

- 6次産業化は、これからの地域雇用と農業・農村の所得確保の要。これまで6次産業化の中心となってきた農林漁業者主導の加工・直売以外の取組にも裾野を広げ、企業のアイデア・ノウハウも活用して、6次産業の市場規模10兆円目標の達成に向け努力。
- 多様な事業者がマーケットインの発想で、地域ぐるみの6次産業化に取り組めるよう、全国・地域段階の推進体制の強化・情報の共有を図り、それぞれの段階(①生産基盤確立、②着手、③事業拡大)に応じた支援が重要。例えば、①加工・流通等に取り組むための設備投資への補助、②地域ブランド化を推進するための法整備、③多様なケースでのA-FIVEの活用等、予算・税制・出融資制度の施策を総動員して支援。

## 6次産業化の進捗状況

- 平成20年度：農商工等連携促進法
- 平成22年度：六次産業化・地産地消法
- 平成24年度：株式会社農林漁業成長  
産業化支援機構法

### 農商工等連携事業計画認定件数

平成20年9月 → 平成26年2月  
第1回認定 177件 第18回認定 612件

### 総合化事業計画認定件数 (6次産業化)

平成23年5月 → 平成26年3月  
第1回認定 251件 第9回認定 1,811件

### 地産地消促進計画策定件数

平成24年9月 → 平成25年9月  
県：14件 県：23件  
市町村：66件 市町村：154件

### ①マーケットインへの 発想転換と生産基盤の確立

- 多様な事業者が6次産業化に取り組むための加工・流通等の施設整備等

## ◆ 地理的表示保護制度

- ◆ 原産地と產品の品質、社会的評価に結び付きがある農林水產物・食品の名称(地理的表示)を国に登録。その名称を保護する制度を創設するため、今国会に関連法案を提出。

### 地理的表示保護制度のポイント

- 地域が話し合って產品が満たすべき品質の基準を作成し、国が有識者等の意見を聴いた上で登録。
- 地理的表示產品の品質は、一定の要件を満たすとして国が登録した生産・加工業者の団体が確認。
- 登録された地理的表示の不正使用は、行政が取締り。
- 產品の生産者は、品質基準を満たしているかを確認できる団体(複数並存可能)に属して地理的表示を使用。
- 登録を受けた產品にはマークを貼付することにより、產品を差別化

- ① 地域ブランドの保護・活用による農山漁村・地域の活性化  
② 消費者の利益の保護  
③ グローバル化対応

## ②地域資源を活用した 地域ぐるみの6次産業化の展開

- 多様な6次産業化事業体の育成
- 農林水產物・食品のブランド化
- 農山漁村における再生可能エネルギーの取組の拡大・深化

## ③企業アイディア・ノウハウも活用した 6次産業化の事業拡大

- A-FIVEの積極的な活用
- 民間の農林漁業関係ファンドの活用

## 拡大する世界の食市場を取り込む輸出促進等

- 国別・品目別輸出戦略の実行

# A-FIVE(ファンド)の活用の推進

- 農林漁業者の出資割合(25%超)の取扱いについては、ファンド法の3年後の見直しの中で総合的に検討することとし、当面は以下のとおり対応。
- 植物工場を含め、合弁事業体等が6次産業化に必要な農業生産を行う場合について、A-FIVEの出資対象。
- 加工・流通等のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ファンド活用のガイドラインを示し、明確に農林漁業者と位置付けること等により、出資案件の形成を促進。
- サブファンドの出資割合の引き上げ、資本性劣後ローンの活用、農林漁業者の共同出資等多様な資金調達を行うとともに、目利き人材を活用することで、ファンドの活用を推進。

## A-FIVEによる植物工場等への支援

- ① 植物工場への出資  
加工・流通等の取組と併せて植物工場を整備する場合に出資。



- ② 農業分野への出資  
加工・流通等の取組に必要な農業生産について出資。

## 企業によるファンド活用の推進

- ① 農業に参入した企業によるファンド活用の推進

- (i) 農業参入したグループ企業のパートナー企業として参加

農林漁業者等  
出資分  
(グループ企業)

パートナー企業  
出資分  
(本体企業)

サブファンド出資分

- (ii) リース方式により自ら農業参入し、農業者として参加

農林漁業者等  
出資分  
(本体企業)

パートナー企業  
出資分

サブファンド出資分

- ② ガイドラインの策定

加工・流通のノウハウを持ち、資本力もある農業参入した企業等に対し、ガイドラインを示し出資案件の形成を促進。

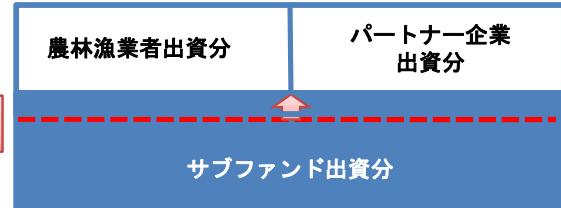
## 多様な資金調達等によるファンド活用の推進

- ① 農林漁業者の実質的な出資負担の軽減  
(東日本大震災の被災地域などに配慮)

(i)

- 一定の条件の下、サブファンドの出資割合の引き上げ

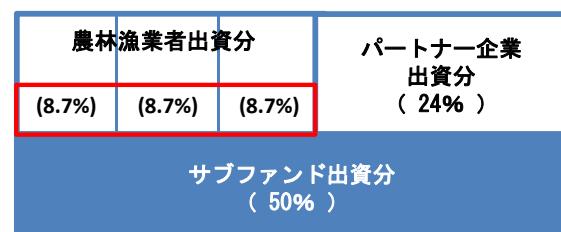
1/2



- (ii)  
資本性劣後ローンの活用



- (iii)  
1人当たりの出資負担額の縮小



- ② 目利き人材の活用

A-FIVEの業務運営に当たっては、引き続き、ファンド、食品会社出身者等を活用。

- ③ サブファンドとの連携強化

A-FIVEとサブファンドとのコミュニケーションの強化。

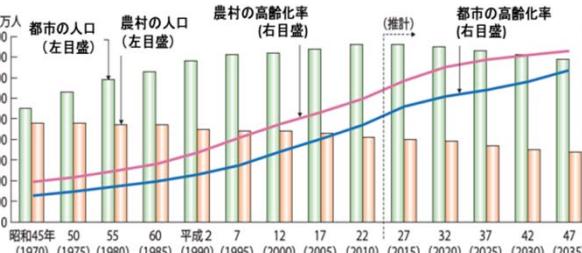
# 人口減少社会における農山漁村の活性化

- 農山漁村では、高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行。小規模集落が増加し、集落機能が低下。
- 関係省庁とも連携して、集落間のネットワーク化を進めつつ、豊かな地域資源を活かし、多様な人材が活躍できる魅力ある農山漁村づくりを推進。

## 【農山漁村の現状】

- ・ 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行。
- ・ 小規模集落が増加し、集落機能が低下。

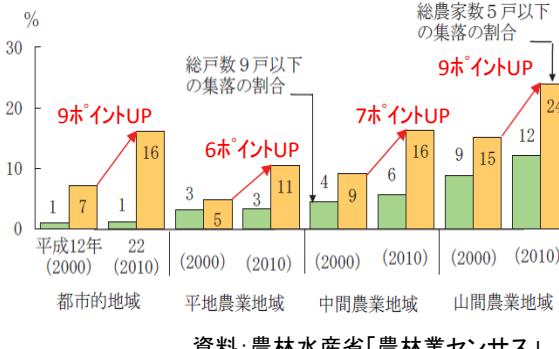
## 【DIDs・非DIDsの人口と高齢化率の推移と見通し】



※DID:Densely Inhabited District(人口集中地区)

出典:食料・農業・農村白書

## 【小規模集落の割合の推移】



・農山漁村における雇用機会を増加させ、地域の活性化に寄与。

・豊かな地域資源を有する農山漁村に若者を呼び込み、人口減少の歯止めへの貢献に期待。

## 集落間のネットワーク化

### 基幹集落への機能集約

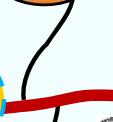
(例) 公民館、農産物出荷拠点などを集約・再編



A集落



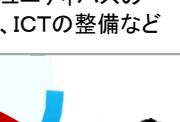
基幹集落



B集落



C集落



D集落



役所所在地

・役場・病院・商店・事業所・駅

### 集落間のネットワーク化

(例) コミュニティバスの運行、ICTの整備など

## 【施策のイメージ】

人口減少や高齢化が進む中で、地域全体の存続を図るために、集落機能の集約と周辺集落のネットワーク化を推進。

- ◆ 総合的な土地利用計画の仕組みの検討
- ◆ 各府省とも連携し、生活関連施設等の集約・再編
- ◆ 地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用

※住民の一体性がある地区(小学校区、大字等)単位を想定

## 若年層の就業促進・雇用創出

農林水産業を中心として、他産業との連携も広げ、地域の雇用を生み出し、若者の定住を促進。

### 【施策のイメージ】

- ◆ 農山漁村への就業促進
- ◆ 地域資源を活用した新たな地域産業(6次産業等)の振興
- ◆ 林業の成長産業化(地域材や国産材CLTの活用、バイオマス利用等)



岡山県真庭市の木質バイオマス利用

真庭市は、地域の木材関連業者・森林組合等と共に、1万kW(22,000世帯分)の木質バイオマス発電事業を推進中(100人以上の雇用を見込)。

## 地域における女性・高齢者の活用

農山漁村における女性・高齢者の活躍の場を増やすことにより、地域社会の幅を広げ、地域経済の活性化に寄与。

### 【施策のイメージ】

- ◆ 女性農業経営者の発展支援
- ◆ 女性の知恵や感性を活かした新たな商品開発等の推進
- ◆ 「定年帰農」の推進
- ◆ 子育て・介護・買い物支援



(農業女子プロジェクト)

## 人を呼び込む魅力ある農山漁村づくり

農山漁村の魅力を広く伝えるため、教育や観光・福祉等の様々な場面で都市住民が農山漁村と触れ合う機会を創出。

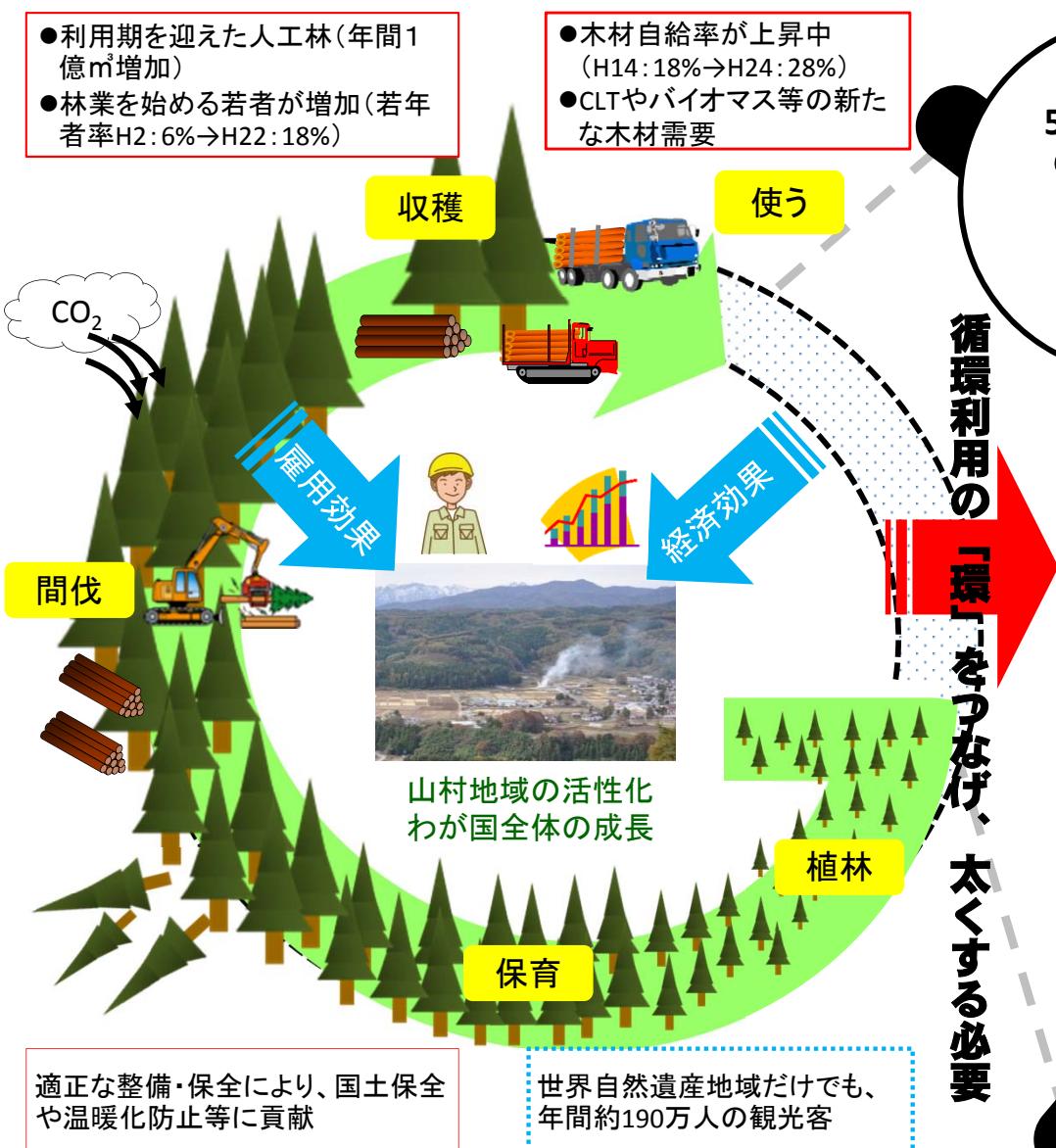
### 【施策のイメージ】

- ◆ 子供の農山漁村での体験学習
- ◆ 多様なスタイルの市民農園や福祉農園の整備
- ◆ 農村の空き家・廃校等の利用
- ◆ 鳥獣被害対策の担い手としての活用



# 林業の成長産業化を加速

- 人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化の実現と、美しく伝統ある山村を次世代へ継承していくことが重要。
- 人口減少社会を迎える中でも国土と暮らしを支えていくよう、身近にある森林等の積極的な活用により、山村地域に産業と雇用を生み出し、「成長の果実」で地域を潤すことが重要。



## 国産材CLT等普及のスピードアップ



農林水産省がJAS規格を制定(H25.12)。

H26.3には、国内初となるCLT建築物が高知県において竣工。(現在、北海道、福島県等でも建設設計画あり。)

今後、①建築基準の整備、②実証の積み上げ、③国産材CLTの生産体制整備を総合的に推進する必要。

※日本CLT協会による国内将来需要見込みをもとに試算。

## 5千kW発電施設の効果

年間49億円  
50人雇用

## 木質バイオマス等地域材の利用促進



約40施設の発電施設が既に具体化。  
さらに、大型発電施設、地域密着型小規模発電や熱利用の推進、地域材等の利用拡大が必要。

## 国産材供給量目標

3,900万m<sup>3</sup>

## 国産材の安定供給と山村の人づくり

施業集約化、素材生産者など担い手の強化を加速する必要。また、村おこしのノウハウをもつ人材を育成する必要。

## 森林吸収量3.5%の確保

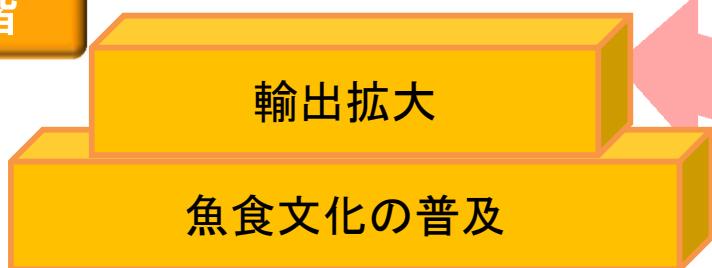
## 温暖化防止など多面的機能の維持・向上

間伐や路網整備など森林吸収源対策を推進する必要。また、成長に優れた苗木等の開発も重要。

# 「水産日本の復活」に向けた出口戦略(マーケットイン)の展開

- 「生産」、「加工・流通」、「販売・輸出」の3段階の取組を、目詰まりなく一貫して出口戦略(マーケットイン)につなげる施策を展開。
- 特に、対EU・HACCPについては、水産庁も認定主体となるよう体制整備を図ることにより、認定の取得を促進し、水産物の輸出戦略を強力に推進。

## I 販売・輸出段階



- ◆ 対EU・HACCP水産加工施設の認定の加速化を図るため、水産庁も認定主体となるよう体制整備
  - ◆ 産地市場独自の登録基準を検討
  - ◆ 対EU・HACCP養殖場等の登録の迅速化
  - ◆ レーザビリティ導入に向けたガイドラインの策定
- ⇒P. 22 参照

## II 加工・流通段階

- ◆ 加工原料の安定的な確保のための適切な対応策を検討
- ◆ 国産水産物流通促進事業の活用

産地から消費地までの流通過程の目詰まり解消

消費者ニーズを捉えた商品開発を支援

## III 生産段階

企業・NPO等の「浜の応援団」が取組をサポート

浜の活力再生プランの策定による浜の活性化

水産資源の持続的利用の確保

- ◆ 収益性の高い新しい操業・生産体制への転換
- ◆ 水産業の持続的発展のための資源管理強化

目標①：2020年までに国産水産物輸出額を3,500億円に倍増（2012年：1,700億円）

目標②：「浜の活力再生プラン」を策定した漁村地域で、所得の10%以上の向上

# 参 考 资 料

# 農地制度について

- 平成21年の農地法改正で、リース方式での企業の農業参入を全面解禁。  
(「農業生産法人」は、農地を所有する要件を満たした法人の呼称にすぎず、リース方式の場合は、農業生産法人である必要がない。)
- さらに本年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」で、リース方式で担い手(新規参入企業を含む。)への農地利用の集積・集約化を進める農地中間管理機構を創設。
- これらの農地制度の抜本改正により、戦後の農地解放による負の遺産を払拭。
- 今後は、機構を適切に運用していくことが重要。

## 平成21年農地法改正

- ・平成21年にリース方式で一般企業の農業参入を全面自由化して以降、約4年間で1,392企業がリース方式で参入  
(それ以前の約5倍のペース)

## 機構法

出し手

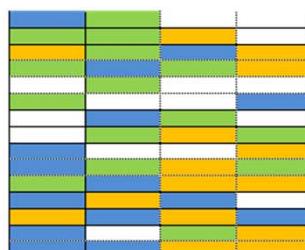
借受け

農地中間管理機構(農地の中間的受け皿)  
(いわば「農地集積バンク」)

貸付け  
(転貸)

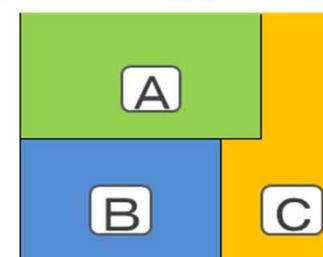
受け手  
農業法人・大規模家  
族経営・企業・  
新規就農者など

地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約(イメージ)

担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

※農業生産法人制度については、規制改革会議で検討することとされている。

# 農地中間管理機構の整備に伴う人・農地プランの見直しについて

- 地域全体として、人・農地問題の現状(例えば担い手が不足している)を自覚し、担い手への農地利用を集積・集約化し、新規参入(特に担い手が不足している地域)等を推進しようという狙いは変わらない。
- 地域の話し合いには、新規参入しようとする者が参加しやすくなるように改善。
  - ※ 話合いの開催日時等をあらかじめHP等に掲載するとともに、農地中間管理機構の受け手の公募に応募した新規参入希望者に連絡するなど。
- 人・農地プランの中で、具体的な農地流動化(AさんからBさんへ)を規定する必要はなく、農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構に貸し付けることを合意すればよいように改善。
  - ※ 機構は、必ず受け手の公募を行い、応募した者の中から公平なルールで貸付先を選定する。(法律第17条)
- 農地中間管理機構への農地の出し手・受け手に対しても、人・農地プランに位置付けられた出し手・受け手と同様のメリット措置を講ずる。

# 6次産業化・輸出促進のための酪農家の創意工夫に応える環境整備

- 酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援し、市場のニーズに的確に対応したマーケットインの発想に基づく酪農の付加価値創出を促進するため、  
(1) 指定団体との生乳取引等について、指定団体の機能（多くの酪農家から販売委託を受けることにより、高い乳価水準の実現、生乳廃棄を招かない適切な販売等を目指す）に留意しつつ、一層の多様化を検討  
(2) 小規模なチーズ工房や輸出向けの乳製品工場等について、設置規制（知事の承認）の緩和を検討

酪農家の取組

## ① 牛乳・乳製品を自ら製造販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、自分の生乳を使って牛乳・乳製品をより多く製造販売したい。

## ② 生乳を直接販売

生乳全量を自ら販売するのは難しく、一部を指定団体に委託するが、自分の生乳を、その特色を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者に、自ら販売したい。

## ③ 乳価交渉を自ら実施

生乳全量を指定団体に販売委託するが、特色ある生乳生産に取り組む努力を、自ら乳価交渉を行って乳代に反映させたい。

## ④ 生乳全量を自ら販売しつつ収益力を向上

指定団体に委託せず、生乳全量を自ら販売しつつ、収益力を更に向上させたい。

生乳取引の多様化

### ◆ 生乳の自己処理量の上限拡大

生乳の一部を、指定団体に販売委託せず、自ら牛乳・乳製品に加工して販売する場合に、1日当たり処理量の上限拡大ができるないか検討。

### ◆ 特色ある生乳の直接販売

酪農家が、特色ある生乳（ジャージー種、オーガニック等）を活かした牛乳・乳製品を製造する乳業者に、直接販売を行うことができないか検討。

### ◆ 乳業者との直接交渉

酪農家が、指定団体に代わり、特色ある生乳について乳業者と直接交渉し、受取乳代に反映させることができないか検討。

### ◆ 指定団体を通じずとも収益力向上を支援

各種事業により、収益力向上のため規模拡大や分業による作業の効率化等を推進。さらに、新商品の開発等地域ぐるみで収益力向上を図る取組への支援の強化を検討。

- i 小規模な乳業施設を設置して自ら牛乳・乳製品の製造・販売に取り組みたい。  
ii 輸出向けの乳業施設を設置して牛乳・乳製品の製造・輸出に取り組みたい。

### ◆ 乳業施設の設置規制を緩和

集約酪農地域における都道府県知事の承認を不要にして、事務的・時間的負担を軽減できないか検討。

6次産業化・輸出を通じた酪農の付加価値創出を促進

# 輸出促進等のための「日本食文化海外展開・国内継承コンソーシアム」の創設

○農林水産省は、これまで日本食文化を核とした日本食材の輸出促進、食品企業の海外展開を図るため、日本食レストラン海外普及促進機構(JRO:会長茂木キッコーマン名誉会長)等の民間企業、団体、料理関係者と連携をしながら、輸出環境等の整備を実施

○「和食」のユネスコ無形文化遺産登録、和食を学ぼうとする外国人料理人の在留資格の要件緩和等で日本食を世界に展開する素地が整ってきたことや、基盤となる国内における和食継承やインバウンドのための日本食の活用の重要性も踏まえ、官民共同の「日本食文化海外展開・国内継承コンソーシアム」を創設

## 日本食文化をめぐる状況

○外国人が訪日前に期待すること  
第1位「食事」(62.5%)

○外国人が好きな外国料理  
第1位「日本料理」(66.3%)

○海外の日本食レストランの数

2006年 約2万4千店      2012年 約5万5千店

13年12月ユネスコ無形文化遺産登録

14年2月農林水産省が認めた実習計画に基づき研修する外国人料理人への在留資格緩和

日本食を広める  
素地が整備

戦略的に日本食文化を広げるための司令塔として、農林水産省と外務省、文部科学省、観光庁などの関係省庁、食品企業、料理関係者など、官民合同で「日本食文化海外展開・国内継承コンソーシアム」を形成

このコンソーシアムで東京オリンピックを見据えた戦略を策定し、官民あげて推進

その戦略の方向性等を議論するため、まずは海外の日本食レストラン等との連携のあり方や、日本食・日本食材の海外発信のあり方を今月を中途に議論開始



## 戦略の具体的なテーマ

### 1. 日本食のブランド化

- ・総理、農相などの戦略的トップセールス
- ・在外公館などと連携した日本食ブランドの面的展開
- ・マスメディア、ポータルサイト、SNSを活用した日本食文化の効果的発信
- ・積極的に日本食材を扱う日本食レストランの発掘、推奨、データベース化

### 2. 輸出促進・海外展開のための環境整備

- ・日本食材を扱う日本食レストランや日本で料理を学んだ外国人料理人を通じた輸出促進
- ・海外のトップシェフ、食品産業等と連携した日本食材の輸出促進
- ・地域食材をポータルサイト等で調理法とともに紹介
- ・JETRO等と連携した外食企業等の海外展開のための人材育成、ノウハウ等の支援

### 3. 日本食文化を普及する人材育成

- ・外国人料理人を対象とする料理人実習制度の普及
- ・海外の料理学校、JICAとの連携を通じた人材育成
- ・海外で日本食を普及するための専門家の育成
- ・海外での日本食の食育を通じた「日本食ファン」の育成

### 4. 和食国内継承・インバウンド

- ・和食の学校給食での導入促進
- ・地方公共団体と連携した郷土食の普及
- ・観光庁と地域の優れたレストランの発掘・紹介
- ・東京オリンピックを見据えたハラル、外国人対応体制整備

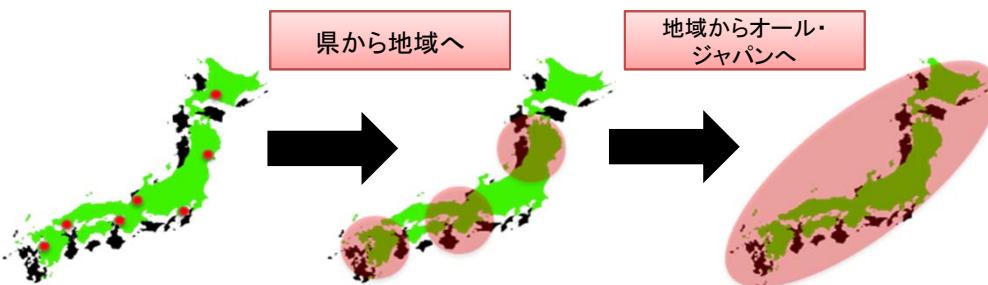
# 輸出拡大に向けた着実な取組の実行(オールジャパン体制)

- 各県バラバラではなく、ブロックや地域でまとめて輸出に取り組む取組を支援するなど、支援にメリハリをつけることにより、ジャパンブランドの構築や産地間連携の取組を推進。
- SOPEXA(フランス食品振興会)やNSC(ノルウェー水産物審議会)等を参考にしつつ、まずは、牛肉、茶、水産物などからオールジャパンの取組(品目別に輸出促進の司令塔・マーケティングを行う団体)を育成・支援。
- これとともに、ジェトロに情報を集約し、輸出情報のワンストップサービス化を推進。

## 輸出戦略実行委員会(オールジャパンの司令塔)

### オールジャパンでの輸出体制の整備

- 産地間連携により、オールジャパンでの多品目周年供給を目指す。



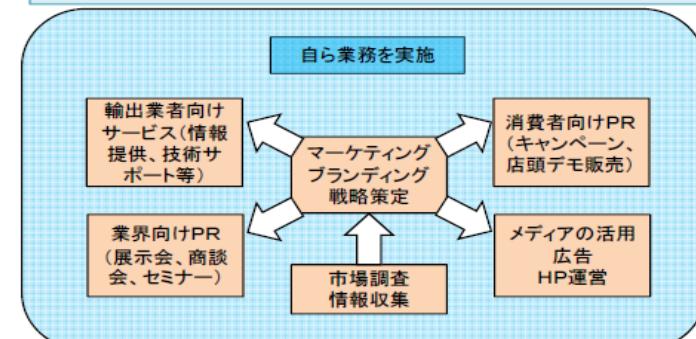
### 日本型輸出促進団体の育成

- SOPEXA(フランス食品振興会)やNSC(ノルウェー水産物審議会)等も参考にしつつ、まずは、牛肉、茶、水産物等からオールジャパンの取組(品目別の司令塔機能を有する輸出促進団体)を育成・支援。

海外の品目別輸出促進団体の概要

名称	フランス食品振興会(SOPEXA)	ノルウェー水産物審議会(NSC)	米国食肉輸出連合(USMEF)
事業規模	73億円(2010年)	40億円(2010年)	32億円(2011年)
国の支援	無(2010年) (国の委託事業15億円)	無(2010年) (輸出業者から微収する輸出税で運営)	18億円(2011年)
海外拠点数	42ヶ所 (一部大使館に設置)	13ヶ所 (大使館に設置)	12ヶ所

海外の品目別輸出促進団体の業務イメージ



### 輸出情報のワンストップサービス化

- 輸出のビジネスサポートをジェトロに集約するとともに、輸出に係る情報窓口としてワンストップサービス化に着手。

# 輸出拡大に向けた着実な取組の実行(輸出環境整備)

- オールジャパンの取組や産地間連携を促進する観点からも、厚生労働省等と連携して輸出環境整備を推進。
- 今後は、26年度の戦略実行予算を活用しつつ、課題の優先順位付けや予見可能性について事業者とコミュニケーションを図り、27年度以降は、PDCAサイクルで検証しつつ、「輸出環境整備レポート」(仮称)を作成・公表。
- 水産物や畜産物等、国際的に通用するHACCPの取得推進を図るとともに、加工食品の輸出促進を図る観点から、我が国で広く使用されている既存添加物や畜肉エキスが含まれる食品を米国やEUへ輸出可能となるよう、厚生労働省と協力して支援フレームを構築する。

## 《食品添加物》

- クチナシや紅麹など我が国で幅広く使用されている既存添加物がEUや米国で使用可能にするため、農水省と厚労省が協働して以下に取り組む。

### 既存添加物に関する作業フレーム

#### 【26年度】

- 事業者とのコミュニケーションを通じ、EU及び米国で認可して欲しい添加物、輸出したい食品、輸出見込額を含む優先リスト原案を農水省が作成。
- 認可される見込み、必要な追加データ、その収集のための費用及び期間を厚労省が助言。
- 上記について、事業者とコミュニケーションを図り、補助を受けて申請する事業者が特定された優先リストを確定。

#### 【27年度】

- 優先リストに即して、事業者がデータ収集及び申請する場合に支援。

## 《畜肉エキスが含まれる加工食品》

- 既存添加物以上に、加工食品の輸出促進に寄与すると見込まれる畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出が可能となるよう、以下に取り組む。

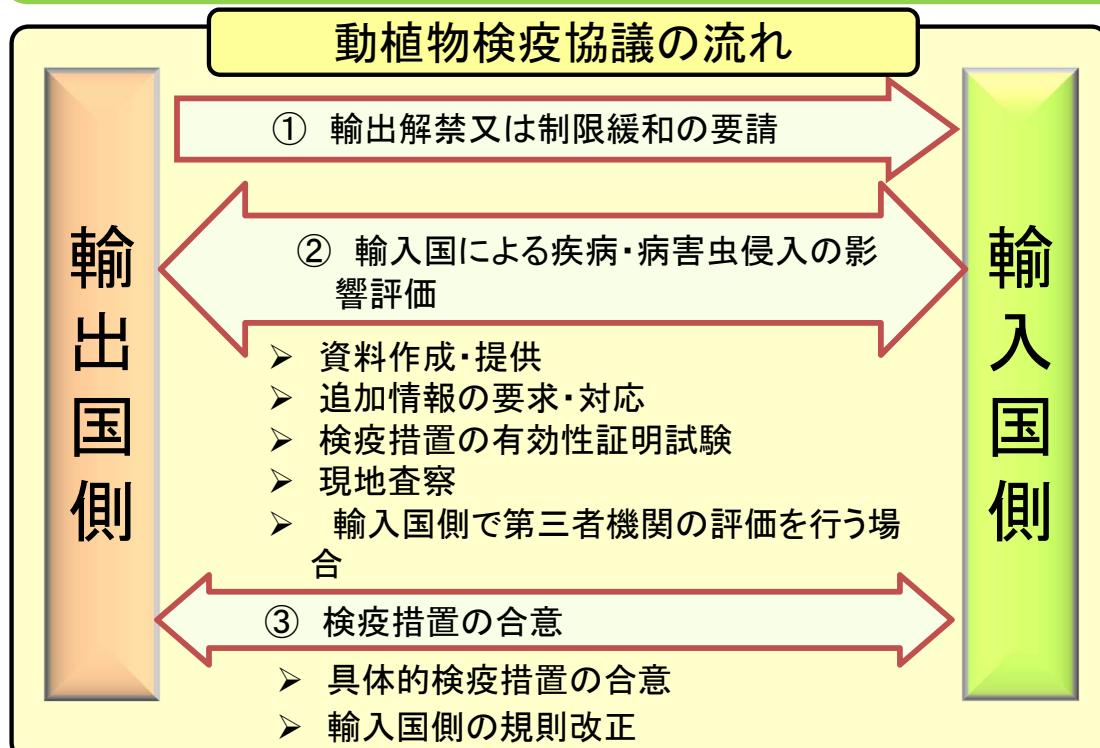
### 畜肉エキスが含まれる加工食品に関する作業フレーム

#### 【26年度】

- 国内で、畜肉エキスが含まれる加工食品の米国への輸出に向けた課題の整理を行うとともに、その結果を踏まえて輸出を希望する企業の意向調査を実施。

# 輸出拡大に向けた着実な取組の実行(検疫交渉の戦略的実施)

- ▶ 動植物検疫協議については、我が国や相手国での家畜の病気や植物の病害虫の発生状況等を考慮し、科学的原則に基づき実施。
- ▶ 我が国農畜産物の輸出の促進に向け、動植物検疫の観点からも、
  - ① 検疫協議については、国別・品目別輸出戦略に掲げられた重点国・品目を中心に戦略的に対応。
  - ② ホームページの活用や説明会の開催等により、検疫条件等の情報提供や技術的な指導を行うとともに、集荷地等での輸出検査等により、動植物検疫の円滑化や利便性の向上に一層取組



輸出に関し現在協議中の品目・国(一部)	
対米国	<ul style="list-style-type: none"><li>・ うんしゅうみかん(検疫条件の緩和を要請)</li><li>・ かき(輸出解禁を要請)</li></ul>
対ベトナム	<ul style="list-style-type: none"><li>・ りんご(輸出解禁を要請)</li></ul>
対露	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 牛肉(輸出解禁を要請)</li></ul>
対インドネシア	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 牛肉(輸出解禁を要請)</li></ul>

- ### 輸出円滑化のための取組

  - #### 検疫条件等の情報提供・説明会の開催等

    - 産地や輸出業者等に対し、検疫条件等の情報提供、病害虫の防除方法についての技術的指導。
    - 輸出可能な国・品目や、実際の輸出に当たっての手続等に関し、全国で説明会を実施。
    - インターネット経由で輸出検査の申請が可能。
  - #### 集荷地等での輸出検査

    - 植物防疫官が、輸出者の要請により、輸出農産物の産地や卸売市場に出向いて輸出検査を実施。

- ### 協議による最近の成果

  - メキシコ、NZ、フィリピン、ベトナム向け牛肉の輸出解禁
  - シンガポール向け牛肉の月齢制限撤廃、米国向け牛肉の輸出条件緩和(冷凍牛肉の輸出も可能)

# 輸出拡大に向けた着実な取組の実行(グローバル・フード・バリュー・チェーン戦略)

- ▶ 産学官が連携し、日本の「強み」を活かしたフード・バリューチェーン(FVC)構築により、今後急速な成長が見込まれる世界の食市場を取り込み、日本の食産業の海外展開と途上国等の経済成長を実現する。
- ▶ 日本の食産業の海外展開と経済協力の戦略的活用によるフード・バリューチェーン構築を通じて和食やコールドチェーン等の食のインフラシステム輸出を推進する。

## ■ 日本の食産業の「強み」

### ①コールドチェーン

→先進技術を活用した生産から消費に至る適正な品質管理

### ②高度な農業生産・食品製造システム

→IT・省エネ等の先進技術を活用した高度な農業生産・食品製造システム

### ③先進性・利便性の高い日本型食品流通システム

→POS、コンビニ、モール等の日本型食品流通システム

## ■ FVC構築の課題(地域ごとに異なる)

生産・流通・消費体制、投資等の規制・制度、  
食品の規格・基準、人材、税制、インフラ(コールドチェーン、道路、港湾等)、資金調達等

## グローバル・フード・バリューチェーン戦略(本年6月までに策定)

### (1)総合戦略:産学官連携が重要

- ① 生産→製造・加工→流通→消費に至る食のバリューチェーンをつなぐ
- ② 地域ごとの諸課題に連携して対応する
- ③ 日本型食のインフラシステムを輸出する

### (2)地域別戦略

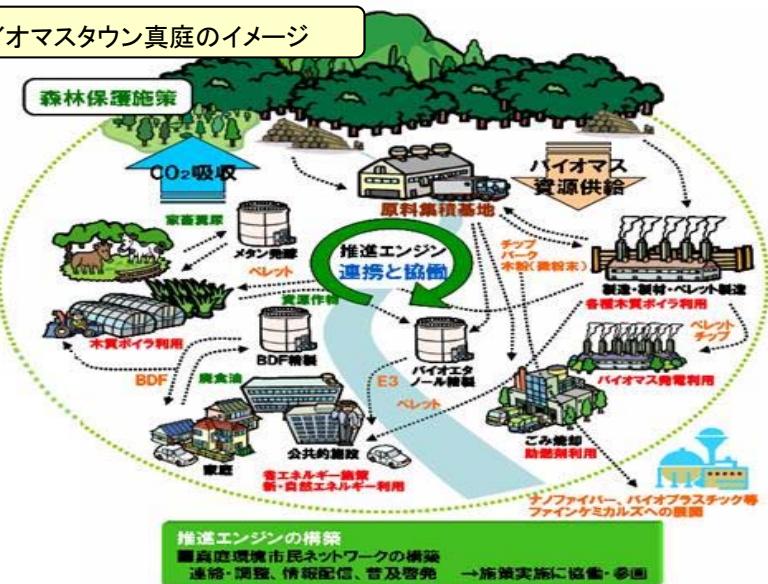
- ・潜在的成長力の高い地域別の戦略を策定  
(アセアン、中国、インド、中東、中南米、アフリカ、ロシア・中央アジア)
- ・地域の課題や実情に応じたFVC構築のための戦略

# 森林資源等を活用した事業活動の取組例

## 事例1：岡山県 真庭市

「循環型社会」「循環型地域内経済」による真庭の資源を活かした**真庭ライフスタイル**の確立

バイオマстаун真庭のイメージ



### <4プロジェクト>

- ① 真庭バイオマス発電事業
  - ② 木質バイオマスリファイナリー事業
  - ③ 有機廃棄物資源化事業
  - ④ 産業観光拡大事業
- 真庭市は、木材関連業者・森林組合等と共同して、「真庭バイオマス発電」を設立。
  - 平成27年度の運転開始に向け、1万kW(22,000世帯分に相当)の木質バイオマス発電施設の建設、燃料収集・供給体制等の整備を推進中。

## 事例2：北海道 下川町

### 公共施設等 木質バイオマスボイラ



- エネルギー完全自給型の地域づくりを目指し、木質バイオマスによるエネルギー転換を進行中。
- 森林資源を最大効率で活用できる林業・林産システムの構築を図り、林業・木材産業による地域の雇用を創出。
- 高齢化の進む小規模集落の再生に向け、集住化住宅、木質バイオマス地域熱供給、地域食堂など、次世代型社会基盤を整備。
- 薬木・薬草等の未利用森林資源の新用途加工にも取組。



## 【参考】海外の事例

### スウェーデン ベクショー市

スウェーデン南部に位置する中心都市の一つで人口は約8万人。森林が75%以上を占める。



市営企業のプラント

- 市が全額を出資している「ベクショーエネルギー会社」は、21kWの熱供給能力・30kWの発電容量を有し、市民2.5万世帯に直接熱供給。
- 発電燃料に占める木質バイオマスの割合は、現在は95%近く。周囲100km圏内の森林から、おがくず等の林業に起因した副産物という形で調達。

## 事例3：奈良県 十津川村

紀伊半島のほぼ中央に位置し、森林が96%をしめる。農林業、川魚の養殖・加工が主産業。

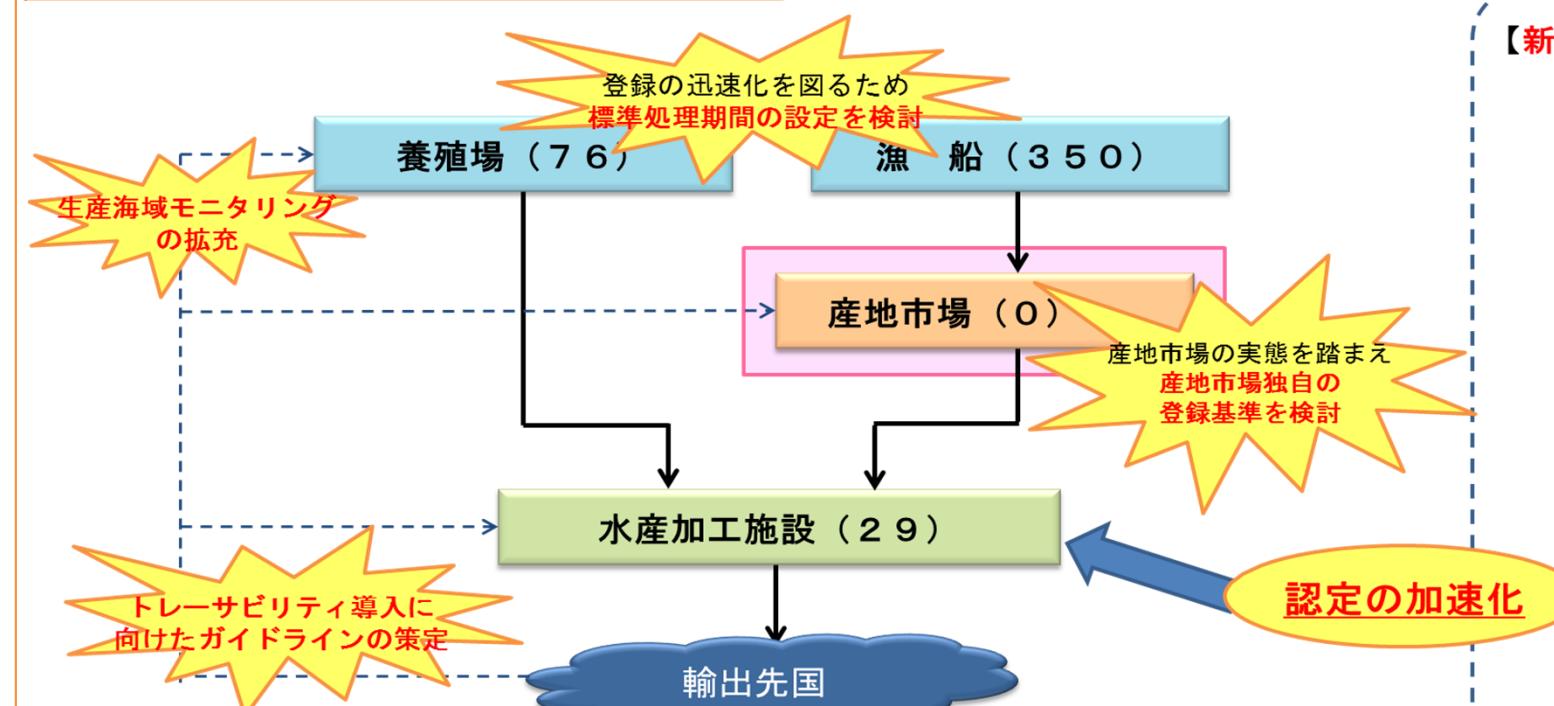


- M22年大水害により、1/4の世帯が被害を受け、約3千人が北海道に移住。
- 明治後期から林業が盛んになり(昭和初期まで20-30万石の木材を生産)、人口が回復。S30年頃まで12千人程度を維持。
- H24年には、村内に木材加工流通センターをオープン。
- さらに、山元から販売・消費までをつなぐ取組として、県内ショッピングモール敷地内に十津川材でできた「木灯館」(ことほしかん)を開設し、地域材を使った住宅の良さを発信。

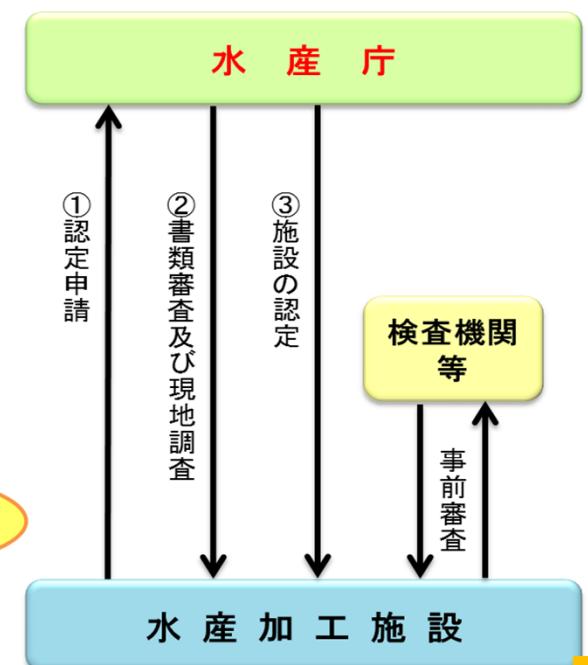
# 対EU・HACCP水産加工施設の認定促進等について

- 対EU・HACCP水産加工施設の認定の加速化を図るため、厚生労働省（保健所等）に加え、水産庁も認定主体となるよう所要の体制整備を進める。
- 併せて、以下の対策により輸出を強力に後押し。
  - ①我が国の産地市場の実態を踏まえ、産地市場独自の登録基準を検討
  - ②二枚貝（ホタテ、カキ等）の輸出拡大のため、生産海域のモニタリングを拡充
  - ③養殖場等の登録の迅速化を図るため、都道府県と協力し、標準処理期間の設定を検討
  - ④消費者に対する更なる情報提供やリコール対応等を行うため、トレーサビリティ導入に向けたガイドラインを策定

## EU向け輸出体制の抜本的強化



## 【新たに追加される認定体制のイメージ】



※ ( ) の数字は2014年3月末時点の  
登録・認定施設数